



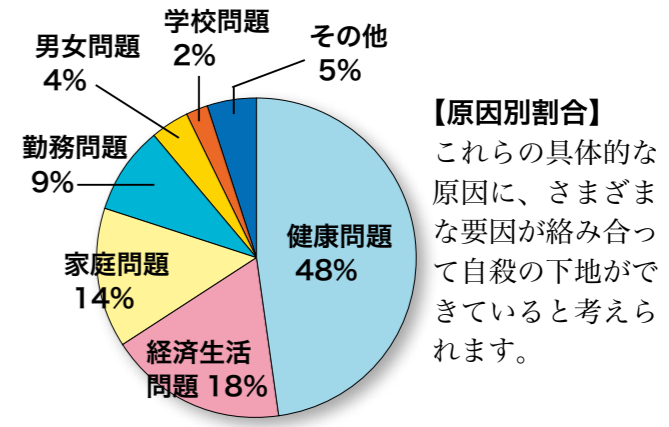
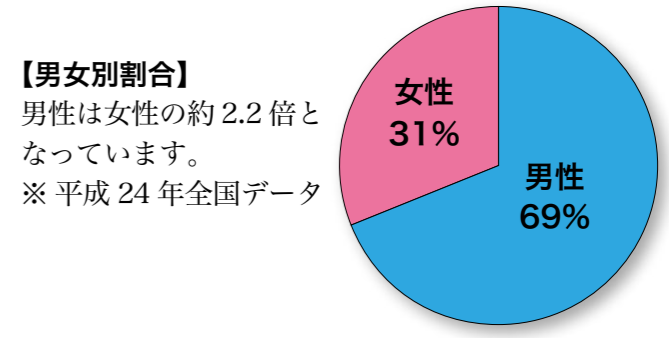
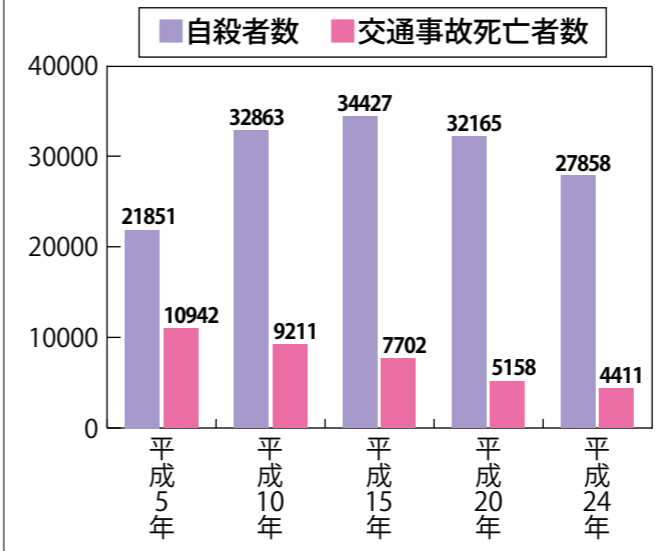
9月10日～16日は「自殺予防週間」です

かけがえのない命 あなただけのものではありません

一人が自殺や自殺未遂をすると、それによって精神的な打撃を受ける人が、少なくとも「5人」はいると言われています。自殺や自殺未遂は本人だけの問題ではなく、その家族や知人・友人・同僚にも大きな精神的ダメージを及ぼす問題なのです。

自殺の現状

ここ数年、全国的には自殺者数は減少傾向にありますが、依然高止まりが続いています。平成24年の自殺者数は交通事故死亡者数の約6.3倍にあたります。



- 【相談先】**
- ◆ 三好市保健センター (☎ 72-6767・月～金)
 - ◆ 三好保健所 (☎ 72-1123・月～金)
 - ◆ いのちの希望 (☎ 0883-76-0444)



こころが悲鳴をあげたら、誰かに話してみてください。その人はきっと、あなたのこころを受け止めてくれます。誰かのこころの叫びが聞こえたら、その時はあなたが、しっかりと受け止めてあげてください。話すこと、聞いてもらうことで、こころは元気になります。

大雨・台風対策は万全ですか？

夏から秋への季節の変わり目に秋雨前線が停滞し、しばしば大雨を降らせます。また、9月から10月にかけては日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風などをもたらします。特に、傾斜の急な山や川が多い三好市では、台風や前線による大雨によって、川の氾濫や山崩れなどが発生しやすく、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害が心配されます。被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの準備や心掛けが大切です。万が一に備え、避難所や避難経路などを地域や家族で確認しておきましょう。



- 日ごろの心掛け**
- ▼ 雨どいや屋根瓦、ベランダ、側溝などを点検し、清掃や補修補強をしておきましょう。
 - ▼ 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、携帯ラジオなどを用意しておきましょう。
 - ▼ (予備の電池を忘れずに) 家の周りの危険箇所や避難所、避難経路などを確認しておきましょう。
 - ▼ テレビやラジオなどの気象情報に十分注意しましょう。
- こんな土地では細心の注意を**
- ▼ 造成地・地質・地形が不安定な場合は、大雨で地盤が緩み、崩れる危険がある。
 - ▼ 擁壁の水抜き穴から濁り水が出始めた場合は要注意。
 - ▼ 川の付近は大雨で地盤が

緩み、土砂や岩石が崩壊しやすくなる。

▼ 昔、河川敷だった所や河川流域の地盤の低い所では、洪水に見舞われる危険性が高い。(洪水予報・警報が出されたらいつでも避難できる体制を取ってください)



- 危険を感じたらまず避難**
- ▼ 危険を感じた時は、市からの避難情報や待機することなく自主的に避難するよう心がけましょう。
 - ▼ 火の始末、戸締まりをして避難しましょう。(ブレーカーも切ること)
 - ▼ 避難するときは、単独行動は避けましょう。
 - ▼ 荷物は、貴重品、必要な食糧、衣類など必要最小限にして、できるだけ両手は使えるようにしましょう。
 - ▼ 隣近所に声を掛け、お年寄りや子ども、病気の人のなどの避難に協力しましょう。

確認しましょう あなたの地区の指定避難所

- 集会所・公民館や学校などを災害時の避難所として指定していますが、緊急の場合は指定の避難所にとらわれず、近くの安全な場所に避難してください。なお、避難勧告の前に、自主的に避難する必要がある時は、三好市役所危機管理課またはお近くの総合支所へご連絡ください。
- 【池田町】 三好市危機管理課 (☎ 72-7625)
 - 【三野町】 三野総合支所 (☎ 77-2311)
 - 【井川町】 井川総合支所 (☎ 78-5001)
 - 【山城町】 山城総合支所 (☎ 86-1111)
 - 【西祖谷】 西祖谷総合支所 (☎ 87-2211)
 - 【東祖谷】 東祖谷総合支所 (☎ 88-2211)
- ※避難所の詳しい情報については、「ハザードマップ」または「ケーブルテレビ11チャンネル」でリモコンのdボタン操作でご確認いただけます。



訓練や交流を通じて防災を学ぶ

将来の地域防災の担い手育成を図るため「平成25年度少年消防クラブ交流会」が、8月7日から9日にかけて徳島県で開催され、西日本各地から19クラブが参加しました。8月8日に北島町で行われた合同訓練には、白地小学校と川崎小学校の少年消防クラブから17人の児童が参加し、猛暑のなか、チームに分かれてホースの筒先をバトン代わりにしたリレーやホースを延長しながらの障害物競争などを行い、訓練の成果を競い合いました。

私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



地域医療支援リーダー

養成講習会を 開催します



地域医療の課題について理解を深めることにより、地域医療を支援するための活動を主体的に企画、実践したり、地域医療を支援する各種の取り組みに協力するなど、西部圏域における地域医療支援の運動を普及する支援者およびリーダーとなる方を養成する講習会を開催します。

受講者▼各20名程度募集
場所▼三好保健所
受講料▼無料
申し込み方法▼平成25年10月18日(金)までに、電話またはファックスにて、お申し込みください。ファックスでお申し込みされる場合は、住所・氏名・電話番号をご記入ください。

その他▼受講した方には、修了証を授与します。「まなびーあ徳島」講座に登録し、学びの手帳とシールを発行します。
主催…三好保健所
共催…三好病院を応援する会、三好病院、三好市、東みよし町、三好市医師会

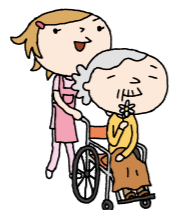
お申し込み・お問い合わせ先
三好保健所 医療企画担当
(電話 72・1122)
(FAX 72・6884)
三好市役所 保険医務課
(電話 72・7613)

【地域医療支援リーダー養成講習会の概要】

開催日時	講義内容
【第1回】 11月13日(水) 13時30分～15時30分	① 地域医療の課題 (講師：三好保健所長) ② 住民による地域支援活動 (講師：三好病院を応援する会)
【第2回】 11月20日(水) 13時20分～15時30分	① 在宅医療について (講師：村山内科 院長) ② 在宅と施設における歯科訪問診療 (講師：影本歯科医院 院長)
【第3回】 11月27日(水) 13時30分～15時30分	① 三好病院の現状と今後の方向性 (講師：三好病院 院長) ② 消防から見た救急医療の現状と課題 (講師：みよし広域連合消防本部)

三好市医師会市民公開講座 (三好市共催)が開催されます

【開催日】
平成25年10月27日(日)
【場所】
三好市池田総合体育館 サブアリーナ
【内容】
メディア漬けで壊れる子どもたち～今、大人のすべきこと～
【講師】
日本小児科医会理事 内海 裕美 先生



介護予防ステップ2教室 (下半期)を開催します

運動器の機能向上をはかることにより、「介護の手を必要としない元気な体作り」を目指す、「介護予防ステップ2教室」を開催します。
最寄りの会場にお気軽にお越しください。

対象者▼65歳以上の方
※運動制限のある方は主治医と相談のうえご利用ください。
参加費▼無料
必需品▼水分補給のための飲料水、タオル、健康手帳(なければ会場で交付します)

お問い合わせ先
みよし広域連合
介護保険センター
電話 76・0030



場 所	実施日				時 間
	9月	10月	11月	12月	
東祖谷民俗資料館 (10/11は東祖谷総合支所)	27	11・25	8・22	—	13:30～15:00
大野幼稚園	19	10・17・31	14	—	10:00～11:30
河内公民館	19	10・17・31	14	—	13:00～14:30
西宇公民館	27	11・25	1・8	—	13:30～15:00
箬蔵公民館	—	4・18	1・15・29	—	13:30～15:00
三好市保健センター	—	7・21	11・25	9	10:00～11:30
三縄公民館	—	7・21	11・25	9	13:30～15:00

高齢者肺炎球菌予防接種の 補助を実施します

接種補助を希望する方は、次のことに留意して申し込みをしてください。

対象者▼三好市に住み票がある75歳以上の方で、過去5年以内に肺炎球菌予防接種を受けていない方。(今後75歳になられる方は誕生日以降に補助を受けられます)



接種期間▼平成25年9月1日から開始しています。

申請方法▼

三好市保健センターへ来所いただくか、電話で申し込んでください。来所の場合は、印鑑をご持参ください。電話の場合、申請書を送付しますので返送してください。

補助回数▼1人につき生涯1回のみ

補助額▼3千円(生活保護世帯は7千5百円)

接種場所▼

三好市内の指定医療機関 (申し込み時にお知らせします)

接種時に持って行くもの▼

- ・予診票(保健センターに事前に申し込んでください)
- ・健康保険証
- ・健康手帳(お持ちの方)
- ・接種料金4千5百円(生活保護世帯は無料です)

お問い合わせ・お申し込み先

三好市役所健康づくり課(三好市保健センター内)
電話 72・6767

平成25年10月から 児童扶養手当額が 変更になります



●児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

●なぜ変更になるの?

児童扶養手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。今回「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正により、特例水準が平成27年4月までに段階的に解消

変更時期	平成24年 4月～	平成25年 10月～	平成26年 4月～	平成27年 4月～
特例水準の 解消率	—	-0.7%	-0.7%	-0.3%
手当額 (月額)	41,430円 ～9,780円	41,140円 ～9,710円	40,850円 ～9,640円	40,730円 ～9,610円

※児童2人目は5,000円の加算、3人目からは1人につき3,000円の加算

されることとなり、平成25年10月から児童扶養手当額が変更されることとなりました。
●手当額はいくらになるの?
特例水準解消による変更後の児童扶養手当額は次のとおりです。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。
●お問い合わせ先
三好市役所子育て支援課
電話 72・7648